

輸出向けめばちまぐろ統計証明書及びめばちまぐろ再輸出証明書の水産庁による確認について

標記に関し、平成15年11月14日以降、下記のとおり農林水産省（水産庁漁政部加工流通課）において行いますのでお知らせします。

なお、平成14年6月14日付け輸出向けめばちまぐろ統計証明書及びめばちまぐろ再輸出証明書の水産庁による確認については廃止します。

記

1. 趣 旨

2001年の第17回ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）通常会合、第6回IOTC（インド洋まぐろ類委員会）年次会合及び2003年の第70回IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）年次会合において、めばちまぐろの漁獲情報等を収集するために、めばちまぐろの統計証明制度をICCAT、IOTC及びIATTC加盟国は導入すべき旨の勧告が採択されました。このため、我が国の漁船が漁獲しためばちまぐろをICCAT、IOTC及びIATTC加盟国向けに輸出する際には、めばちまぐろ統計証明書の添付が必要であり、また同証明書に記載された内容については、我が国政府担当官による確認が必要となります。

また、我が国において輸入されためばちまぐろをICCAT、IOTC及びIATTC加盟国向けに再輸出する際には、めばちまぐろ再輸出証明書の添付が必要となり、同証明書に記載された内容についても、我が国政府担当官による確認が必要となります。

2002年以降、ICCATをはじめとする複数の国際漁業管理機関において、各国の正規許可船を特定し、当該漁船の漁獲物のみを国際取引の対象とする正規許可船リスト（ポジティブリスト）対策が決議されたことを受け、輸出される貨物が正規許可船リスト対策に反していない貨物について新たに水産庁による確認を行うこととなりました。

なお、当該証明書の確認により必ずしもめばちまぐろのICCAT、IOTC及びIATTC加盟国への輸出又は再輸出の保証を水産庁及び確認者が与えるものではありません。

2. 対象水産物

めばちまぐろ

3. 確認申請

ICCAT、IOTC及びIATTC加盟国向けにめばちまぐろを輸出又は再輸出しようとする者は、当該輸出又は再輸出荷口毎に、下記書類を添付して申請し、水産庁担当官の確認を受ける必要があります。

(1) 輸出の場合

- ① めばちまぐろ統計証明書（様式1号に必要事項を記載したもの）
- ② めばちまぐろ統計証明書確認申請書（様式第2号）
- ③ めばちまぐろを漁獲した漁船の船長又は船主（ただし、定置漁業により漁獲された場合は、当該定置漁業の免許を受けている者。）による漁獲方法等漁獲起源の報告書（数量、漁法、漁獲海域、漁船名及び漁船登録番号（ただし、定置漁業により漁獲された場合は当該定置漁業の免許番号）、船長又は船主の名称及び署名（定置漁業にあつては、当該定置漁業の免許を受けている者の名称及び署名。）が必ず記載されていること。）。なお、農林水産大臣の指定漁業、承認漁業又は届出漁業の場合は、この報告書を漁獲成績報告書に代えることができる。また、農林水産大臣の指定漁業、承認漁業及び届出漁業でない漁船により漁獲された場合は、当該漁業に係る漁業許可証写し（定置漁業により漁獲された場合は当該定置漁業の免許状写し）を併せて添付するものとする。
- ④ めばちまぐろの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、採捕者から輸出者までの間の全ての売買関係書類の写しを添付するものとする。）
- ⑤ 水産庁担当官が、めばちまぐろ統計証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類

(2) 再輸出の場合

- ① めばちまぐろ再輸出証明書（様式第3号に必要事項を記載したもの）及びめばちまぐろ統計証明書写し

旗国等からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。）（以下「経由国等」という。）が存する場合には、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認した再輸出証明書の原本（「めばちまぐろ再輸出証明書」という。）及びめばちまぐろ統計証明書のうち旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したものの写しであつて、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したもの（「めばちまぐろ統計証明書写し」という。）

なお、複数の経由国等が存する場合は、めばちまぐろ統計証明書写し及びめばちまぐろ再輸出証明書写しであつて、経由する各経由国等（欧州共同体を構成する国から輸出され、他の欧州共同体を構成する国に輸入された場合を除く。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したもの

- ② めばちまぐろ再輸出証明書確認申請書（様式第4号）
- ③ 旗国等から輸入された貨物に係る輸入公表第三号の13に基づく輸入に関する確認申請書（平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号の2の（1）にある別紙様式1）の写し及び正規許可船リスト対策に反しない貨物であることの確認申請書（平成15年10月24日付け15水管第2204号の別紙様式）の写し
- ④ めばちまぐろの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できるものとし、輸出業者から輸入業者までの間の全ての売買関係書類の写しを添付するものとする。）
- ⑤ 水産庁担当官が、めばちまぐろ再輸出証明書に記載された内容を確認するために必要とする書類

4. 提出先

水産庁漁政部加工流通課貿易第2班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省

TEL 03-3502-8111（内線）7124

5. 確認申請の受付日

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から12時まで。